

平成30年 第9回教育委員会 会議録

日 時	平成30年7月2日（月） 午前10時30分～12時30分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事務局	部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、生涯学習課担当課長、学校教育課担当課長、教育総務課主幹、学校教育課主幹4名、中央公民館長、天文館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	1人
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第8回の会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 まず、委員会諸報告として「向日市議会平成30年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会の質疑について」報告願う。
事務局	— 向日市議会平成30年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会の質疑について — (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	適応指導教室の保護者からの要望書について、どのような内容であったか。
事務局	要望書の内容については、開設日の増設、指導員の増員、開設時間の延長であった。
委員	留守家庭児童会について、民間の児童会が開設される予定であるとの説明があったが、どの場所に、どのぐらいの規模で設置されるのか。
事務局	現在の第2保育所の敷地に、保育所と併設で建設し、開設する準備を進

	<p>めている。規模としては、1クラス40名の予定である。</p>
委員	<p>民間の留守家庭児童会への入所申請はどのように行う予定か。</p>
事務局	<p>入所申請は、保護者の方と民間の法人等とが行う予定である。</p>
委員	<p>留守家庭児童会への入会が希望制であれば、民間の留守家庭児童会ができたとしても、市の児童会の入会希望が多くあると大規模児童会の解消にはつながらないのではないか。</p>
事務局	<p>民間の留守家庭児童会開始の届け出がないため、具体的な内容等については現時点では未定であり、詳細等について申し上げる段階ではない。</p>
委員	<p>第4向陽小学校の通級指導教室について、再質問が出ているが、視察の際、狭さを感じた。施設面でやむを得ないということもあるが、環境の改善が必要ではないか。</p>
事務局	<p>通室生の中には、そういった場を好む場合もあり、教室に入室することで、切り替えを行うことができる等の利点もある。限りある施設のなかで、通室生にあった工夫を今後も行いたい。</p>
委員	<p>適応指導教室の指導員の人数について、1名では少ないため、増員するべきである。</p>
事務局	<p>2学期から、1名増員ができるよう人員の確保に努めている。</p>
委員	<p>I C T機器について、機器をただ使用するだけでなく、教育プログラムとの関わり方の研修を行い、活用していくべきである。</p>
事務局	<p>公開授業や、校内研修会等で研修を行っており、継続していくとともに、校長会等で情報共有を行いたい。</p>
委員	<p>中学校給食のアレルギー対応について、除去食対応が小学校17品目に対して中学校4品目ということだが、まかなえるのか。</p>
事務局	<p>17品目から4品目にした理由の一つとして、自校式の小学校と比べ、センター方式の中学校では個別対応が難しいということもあり、最小限の品目で実施したいと考えている。</p> <p>また小学校では、この4品目が除去の中心になっていることもあり、除去品目を限定することで食べられないものが増えないよう検討し、できる</p>

	限り 4 品目の中で対応できるような献立にしていきたい。
委員	アレルギーではなく、宗教上の理由で食べられないといった調査は行っているのか。
事務局	年度の変わり目に、除去食等の希望届を提出する仕組みになっており、宗教上の理由等に関しても可能な限り配慮していきたいと考えている。
委員	調味料に含まれる原材料に、アレルギーをもつ子どもはどのように対応するのか。
事務局	調理上の鍋や釜等の器具を分けて使用しなければならない重篤なアレルギーをもつ子どもについては、安全な給食が提供できず危険が伴うため、その日はお弁当対応等を行っている。
委員	そばアレルギーは、重篤な症状を引き起こしやすいと聞くが除去食の 4 品目には入っていないが、問題はないか。
事務局	そばやピーナッツなどの重篤な症状を引き起こすおそれのある食品は、献立からは除外している。
委員	安全教育についての下校時に声かけ事案が発生したとは、具体的にどのような事案であったか。
事務局	意図はわからないが、中学生が、「どこの学校の制服なのか」と声をかけられたという事案があったが、事件性はなかった。
委員	給食費を無償化にしている自治体はあるのか。
事務局	京都府内では 2, 3 の市町村が行っており、全国では数十の市町村が実施している。 過疎化対策の一環として給食費の無償化を実施している市町村が多い。
教育長	次に、「向日市いじめ防止基本方針の改定について」報告願う。
事務局	— 向日市いじめ防止基本方針の改定について — 平成 25 年「いじめ防止対策推進法」が施行され、「京都府いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本市においても、「向日市いじめ防止基本方針」策定をした。この方針の策定から 4 年が経過しており、昨今

	<p>の様々な状況の変化を踏まえ、平成30年4月に「京都府いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本市も改定作業を行っているところである。</p> <p>今回の改定は、児童生徒が感じる被害性に着目している点と、いじめ解消の定義が3か月に変更されたのを受け、文言の修正を行った。</p> <p>変更点については、新旧対照表のとおりである。</p> <p>【質疑等】</p> <p>資料 向日市いじめ防止基本方針 新旧対照表の4頁に、幼児期の教育における文言を追加しているが、未然防止に係る取組の具体的な内容を記述したほうが良いのではないか。</p> <p>学校教育からの視点で記載したものであり、取組の具体的な内容等の記述までは考えていない。</p> <p>保育所や幼稚園等の関係機関とも調整を行っているところであり、意見交換等を行いたい。</p> <p>幼児期においては、子どもは様々な経験を経て成長する時期にあり、失敗することで学び、相手を尊重する気持ちが芽生えることも十分に考えられる。関係機関と密に調整を行い、文言を決めて欲しい。</p> <p>保育園や幼稚園等の関係機関に、小中学校の方針がどのようなものかを知っていただく機会として捉えており、幼児期の子どもや関係機関に対して、いじめ防止の取組について触れるものではない。</p> <p>未然防止という文言についても、学校教育という未然防止の意味合いであり、幼児期において未然にいじめ防止を図って欲しいという意味ではない。</p> <p>人間の基礎をつくる大切な時期である幼児期の子どもに対して、例えば「友達を叩いた」という行為が、どうして叩いてしまったのか、相手はどう思うのかななどを細かに寄り添って解きほどこき、相手への思いやりを育てる必要がある。叩いたことが直接いじめになるものではなく、それがエスカレートしていくと、結果的にいじめにつながるということになるということを幼児期から適切に指導し理解させることが、幼児期においては未然防止だと考える。</p> <p>資料 向日市いじめ防止基本方針 新旧対照表の10頁下段「教職員は、第1の1<いじめられている子どもの心理例>で挙げた」の記載について、向日市は例を挙げていないので辻褄があわない。</p>
委員	
事務局	
委員	
事務局	
委員	
委員	

事務局	修正する。
委員	インターネット上のいじめの対応について、詳細が追記されており、特にここ数年複雑になってきている問題だと思うが、児童生徒に対して教えるような機会はあるのか。
事務局	<p>小学校では高学年を、中学校では全学年を対象に、SNSの利用に関して授業を行っている。</p> <p>警察やNTT等外部から講師を招いたり、教師が研修を受け、その内容を教えたりしている。また、道徳の時間にも、心情面を豊かにするという内容で学んでいる。</p>
教育長	次に、「向日市部活動指導方針（案）について」報告願う。
事務局	<p>― 向日市部活動指導方針（案）について ―</p> <p>中学校における部活動がこれまで果たしてきた意義を踏まえ、生徒の健全育成とバランスのよい学校生活の実現という観点、また教職員の働き方改革という観点、この2点から部活動の適正化を図るために本市で方針を策定したいと考えている。</p> <p>策定の要点は4つあり、1つ目は、中学校における体育系と文科系の部活動全体の方針になっている</p> <p>2つ目は、活動時間を、平日は2時間程度、休日は3時間程度と、休養日については、土日を含めた週当たり2日間以上設けるよう練習時間を設定した。</p> <p>3つ目は、各学校が活動方針と活動計画を公表する。</p> <p>4つ目は、指導体制について顧問の勤務時間の管理や顧問の複数配置、外部人材の活用を推進する等の工夫を行う方針とした。</p> <p>以上の4つを重点に置いて、本市の方針とし、各学校が行うこととした。詳細については資料のとおりである。</p>
委員	全国的にみて、先生から生徒に対する指導だけでなく、生徒間の場合、例えば先輩後輩の問題があると思うが、詳細は載せないのか。
事務局	生徒指導の中で行うべきこととして捉えており、生徒間についての記載は予定をしていない。
委員	部活動の運営のあり方で、部活動の様子を対外的に公表しているのか。
事務局	活動報告は既に掲載しているが、活動計画については今のところ掲載していない。

教育長	次に、「平成30年度留守家庭児童会夏季入会申込児童数について」報告願う。
事務局	<p>— 平成30年度留守家庭児童会夏季入会申込児童数について —</p> <p>7月21日から8月25日の夏休み期間の留守家庭児童会の入会の募集を6月中旬から行った結果について報告する。</p> <p>第1留守家庭児童会32名、第2留守家庭児童会61名、第3留守家庭児童会30名、第4留守家庭児童会26名、第5留守家庭児童会20名、第6留守家庭児童会17名、合計186名であった。</p> <p>前年度と比較すると、3名増加した。</p>
教育長	次に、「各所管の事業について」報告願う。
事務局	<p>— 中央公民館事業について —</p> <p>「平成30年度子どもふれあい講座」を6月下旬から8月下旬にかけて開催する。</p> <p>平成30年6月24日に開催した理科教室について、昨年度まで申し込みを往復はがきとしていたが、電話に変更し日曜日に開催したことで、定員を超過する申し込みがあった。</p> <p>また、第44回「向日市民文化展」について、作品を8月15日まで募集し、9月14日からイオンホールで開催する。作品募集の方法が昨年度から変わり、持参に加え往復はがきでの申し込みも可能とした。</p>
事務局	<p>— 天文館事業について —</p> <p>開館25周年記念事業として、特別投影番組とオリジナル缶バッチの配布を行う予定である。</p> <p>特別投影番組として、「Planetary～ちいさなほしのゆめ～プラネタリウム特別番組」を7月25日から8月30日まで一般投影する。オリジナル缶バッチについては、プラネタリウム観覧者に対して7月4日の一般投影から先着600名に配付する。</p> <p>【質疑等】</p>
委員	中央公民館事業の子どもふれあい講座について、対象学年が4年生からが多いが、低学年までは下げることができないか。
事務局	事業の内容が高学年向きとなっており、低学年が行うには少し難しいことから、4年生からの募集としている。

向日市議会平成30年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会について

平成30年7月2日
教育総務課

平成30年5月11日から13日までに開催されました、向日市議会平成30年第2回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(MUKOクラブ 和島 一行) 通級指導教室について 通級指導に通う児童生徒数について</p> <p>教員の増員について</p> <p>研修について</p>	<p>【教育長答弁】</p> <p>本年5月1日現在、小学校で145名、中学校で25名が通級による指導を受けている。内訳は、向陽小学校24名、第2向陽小学校25名、第3向陽小学校23名、第4向陽小学校28名、第5向陽小学校23名、第6向陽小学校22名、勝山中学校9名、西ノ岡中学校3名、寺戸中学校13名である。</p> <p>また、児童生徒数の推移については、10年前の平成20年度時点で、通級指導教室が設置されていた小学校2校で、合わせて44名、全体の1.37%であったが、今年度は全小学校に教室が設置されており、合わせて145名、4.75%である。</p> <p>同様に、中学校では、平成20年度時点で、教室設置の中学校1校で、12名、中学校全生徒数の0.94%であったが、今年度は、教室が設置された中学校2校で合わせて25名、1.68%である。</p> <p>中学校については、今年度、西ノ岡中学校に新たに通級指導教室を設置したことから、今後、指導を受ける生徒数は増加するものと見込んでいる。</p> <p>指導する教員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、国の配分を受け、京都府教育委員会から配当されているところである。</p> <p>現在、本市の通級指導教室は、小中学校9校に対し8教室設置され、京都府内トップの設置率となっており、さらなる増員は厳しいと聞いているが、引き続き、通級指導教室のない中学校への配置を要望してまいりたい。</p> <p>通級指導教室担当者8名が、市教育委員会が主催する年4回の担当者会及び京都府乙訓教育局が主催する年2回の担当者研修会に参加し、更に、本市特別支援教育コーディネーター会議に、担当以外の教員も含め25名が参加し、専門的な内容を学んでいるところである。</p> <p>また、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が求められていることから、各学校においては、児童生徒の状況を踏</p>

施設、設備について

まえ、特別支援教育に関する校内研修を行っており、通級指導教室担当者に限らず、教員全員が指導力向上に努めているところである。

各学校の敷地条件や校舎の建設年度により、施設設備の状況が異なる中で、児童生徒数や学級数、通級指導教室の児童生徒の状況等に応じて、毎年度、教室配置を計画する必要があることから、教育委員会としては、校長の意見を聞きながら、可能な範囲で教育環境の整備に努めている。

また、教材については、障がいに応じた指導が必要なことから、個別の指導計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じて、既存の教材や自作教材などを活用し、児童生徒のその時々状況に合った教材を準備し、指導を行っている。

一方、指導する内容によっては、担当教員同士が情報を共有し、学年間、学校間で同じ教材を使用しているものもある。

各校の通級指導教室では、児童生徒の状況や、教材の購入年度も違うため、様々な教材を使用しているが、必要なものを計画的に準備しているところであり、特に、教室の新設時には、これまでの通級指導教室の実践を踏まえ、最新情報も参考にしながら、検査セットや漢字カードなど共通で使える教材を重点的にそろえるなど、整備を図っているところである。

なお、通級指導教室のスペース拡充など、施設の大規模な改善については、今年度策定予定の学校施設個別計画を踏まえた増改築の中で、統一的な施設となるよう検討してまいりたい。

(再質問)

各学校の通級指導教室を見たが、4向小が特に狭く感じた。何か対策が必要ではないか。

児童生徒一人一人にあった指導をするには、出張や休みなど一人の教員で対応できないことも予想できることから複数名の配置できないか。

I C T 機器について、5向小では教員が私物の iPad を使って授業をされていたが、全

【教育長答弁】

施設面については、通級指導教室設置の経過もあり、広さ等は学校ごとに差が生じている。今後、施設の増改築に応じて広さ等についても考えていきたい。

体制については、一教室につき教員1名を京都府教育委員会が配置している。これまでの設置の経過や保護者、校長の意見から、小学校では他校通級から在籍する学校での通級指導ができるように教員配置を考えて全校に配置した。教員の増員を求めるより未設置である中学校への配置を考えているが、状況に応じて要望をしたい。

I C T 機器の活用については、現在、京都府教育委員会等において児童生徒の状況に応じた指導内容や方法について、研究が行われている途上である。端末を整備しても必要なソフト、機器の動作環境などの課題もあり今後、これらの研究結果も踏まえて導入について

<p>学校に公費で配備すべきではないか。</p> <p>(再々質問)</p> <p>ICT 機器について、全ての学校に配備できないのか。</p> <p>(公明党議員団 福田 正人)</p> <p>食品ロス及びフードドライブについて 小学校給食残食量について</p>	<p>検討していきたい。</p> <p>【教育長答弁】 教育的効果を見極める必要があり、その上で学校現場の意見も聞きながら考えていきたい。</p> <p>【部長答弁】 本市における過去3年間の小学校給食の年間残食量は、平成27年度は約3.4トンで、年間の給食全体に占める残食率は約0.9%であった。平成28年度の残食量は約3.3トンで、年間の残食率は約0.9%、平成29年度の残食量は約3.0トン、残食率は約0.8%となっている。</p> <p>なお、平成27年1月に環境省が行った「全国学校給食 食品ロス等の状況に関する調査」によると、小中学校における残食率の全国平均値は、約6.9%であり、全国平均と比べても、本市の残食量は非常に少ない状況である。</p> <p>また、その処理方法については、残食を含め、調理過程で生じる野菜くず等、学校給食で生じる生ごみについては、食品リサイクルを図るため、平成24年度から専門業者に再資源化処理を業務委託しており、業者に引き取られた生ごみについては、養鶏、養豚向けの配合飼料として再生されているところであり、少ない残食の更なる有効活用ができているものと考えている。</p>
<p>残食の削減について</p>	<p>すでに給食を実施している小学校においては、給食を「生きた教材」として活用し、食事の重要性を理解し、感謝の心を育むとともに、好き嫌いをせず、自分に見合った量を把握し、少しでも給食の食べ残しを減らすような取り組みを進めたり、児童会や給食委員会の活動として、食育月間や食育の日などを利用し、学級ごとの毎日の給食残食量を掲示して、食品ロス削減への意識付けを図っている。</p>
<p>食品ロス削減への教育について</p>	<p>食や環境問題に関する知識とともに、農作物や調理する人への感謝の視点が大切であると考えており、小学校においては、食材となる農作物や水産物などが生産、流通、販売、調理などの過程において多くの人に関わっていることを学んでいる。</p> <p>さらに、地元農家の協力を得た野菜や米づくり体験、給食週間での生産者や調理員との交流などを通して、多くの人との関わりやつながりに感謝し、食の大切さや食べられることのありがたさを学べるようにしている。</p> <p>中学校においては、家庭科や学校行事等において、食材の無駄を少なくすることにより食品ロスを減らす調理の工夫や環境に配慮した</p>

<p>中学校給食について 食物アレルギーがある 生徒数について</p> <p>給食センターのアレル ギー対応食数について</p>	<p>片付けの知恵を生徒が考え、調理に生かしている。</p> <p>市教育委員会としては、今年度を実施する中学校給食においても、小学校同様、学校給食を「生きた教材」と捉えることにより、生徒が食品ロス削減についての理解を深め、発達段階に応じた実践力を身に付けられるよう、各校におけるさらなる指導の充実に向け、支援してまいりたい。</p> <p>【教育長答弁】</p> <p>各中学校が毎年、年度始めに健康調査票等の中で食物アレルギーの有無等について調査を行っており、現在、学校が把握している範囲で3中学校合わせて108名と聞いている。</p> <p>なお、今後、中学校給食開始に向けて、市教育委員会から全ての生徒の保護者に対して、食物アレルギーに関して除去食対応を希望されるかどうかを含め調査を行う予定である。</p> <p>小学校の食物アレルギー児童数については、平成29年度で212名である。その内、給食において、食物アレルギーの除去食対応数は96名であり、小学校全児童数3,073名の約3%である。</p> <p>中学校給食におけるアレルギー対応については、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とし、過度に複雑な対応は行わないこととされていること。 ・自校方式の小学校給食に比べ、一度に調理する食数が多く、作業量が増加し複雑化すること。 ・各学校の配膳室までの運搬が伴うことにより受渡し回数が増加し、誤って受け渡す恐れがあること <p>これらを考慮し、安全性確保を最優先に、できるだけシンプルな対応を行いたいと考えている。小学校の17品目に対し、中学校では「卵、牛乳・乳製品、小麦、えび」の4品目に限って除去食対応する予定である。</p> <p>加えて、食物アレルギーの除去食対応数については、年齢を経るごとに概ね減少していく傾向にあり、小学校においても1年生に比べ6年生では除去食対応人数が少なくなっていることから、中学校では生徒数全体の3%未満となることが想定される。</p> <p>実際に除去食を希望する人数については、市教育委員会が、今後実施するアレルギー対応希望調査の結果を待たなければならないが、今年度の中学校全生徒数1,476名に当てはめた場合、アレルギー対応食数は、50食程度を上回ることはないものと考えている。</p> <p>また、(仮称)向日市学校給食センターの建設に当たっては、事前に、本市と同規模程度の食数を調理する給食センターをいくつか視察し、給食センター方式におけるアレルギー対応の調理方法や、アレルギー食専用スペースなどについて調査を行い、本市の給食センターにおいて必要と想定されるアレルギー食専用スペースの広さ等に</p>
--	---

<p>内容の工夫について</p>	<p>ついて検討したところである。</p> <p>それら検討結果を、本市給食センターの設計に反映させていることから、現在建設中の給食センターの調理能力で十分対応可能であると考えている。</p> <p>文部科学省の食物アレルギー対応指針においては、完全除去食による対応を基本原則としており、乙訓地域の学校給食についてもこれを基本としているところである。</p> <p>したがって、アレルギーの除去食対応が必要な児童生徒に対して、除去食対応が不要な児童生徒と同じ栄養量を確保することは困難である。</p> <p>しかしながら、本市としても、できる限り、除去食対応が必要な児童生徒とそうでない児童生徒に大きな差が生じないように、1回の給食で複数の料理に同じ食物アレルギー原因食物を使用しないなどの配慮をしたり、できる限り全員が同じものを食べられるよう、アレルギー原因食物を使用しない献立の日を設けたり等、工夫してまいりたい。</p>
<p>給食時間を楽しく過ごすための支援について</p>	<p>学校給食においては、食物アレルギーの有無に関わらず、全ての児童生徒が楽しく食事をすることが重要である。</p> <p>そのためには、児童生徒全員が食物アレルギーについて理解し、アレルギーのあるクラスメートを受け入れられるよう教職員が指導を行う必要があることから、市教育委員会では、初めて学校給食を体験される中学校の教職員がアレルギーについて十分理解を深め、正しい対応ができるよう、現在、食物アレルギーの基礎知識や対応方法の詳細について、マニュアルを作成しているところであり、今後、更に、全教職員対象にアレルギー専門の大学教授を講師に迎え研修を行う予定をしている。</p>
<p>本市の特徴について</p>	<p>現在、本市の小学校給食を基本に中学校給食のメニューを検討しているところであるが、国が定める学校給食における一回あたりの栄養内容の基準は小学校の概ね約1.3倍であることから、成長期にある中学生の体格や活動量に必要な栄養素を確保するため、小学校より概ね一品多く副食を組み合わせることで、中学生にとって魅力ある内容となるよう検討しているところである。</p>
<p>アンケート調査やメニューの応募について</p> <p>(新政クラブ 天野 俊宏) 東京オリンピック・パラ</p>	<p>小学校給食では、人気の献立についてアンケート調査等を実施していることから、中学校給食においても、今後、生徒からのアンケート調査や献立メニューの応募について検討してまいりたい。</p> <p>【教育長答弁】</p> <p>東京オリンピックの開幕まで、あと773日となり、大会に向けてさまざまな取組が行われているところである。</p>

オリンピック
フラッグツアーについて

その取組の1つであるフラッグツアーは、東京都や公益財団法人東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等が主催となり、あらゆる人々にオリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグを目にしてもらうことで、オリンピック・パラリンピックの価値を理解し、スポーツを行うきっかけとなることを目的とするとともに、2年後に控える東京2020大会が、多くの人々にとって一生の記憶に残る大会となるよう機運醸成を図るため、全国各都道府県でフラッグを巡回展示しているものである。

このフラッグツアーは、平成28年10月に東京都内を皮切りに全国を巡回しているところであり、京都府では7月4日から8月1日にかけて巡回することが、先日発表されたところである。

初日の7月4日には、京都府立府民ホールアルティにおいて、フラッグ歓迎イベントが開催され、新体操の日本代表として北京大会・ロンドン大会に出場されたオリンピックの田中琴乃さんによるトークショーなどが予定されている。

その後は、京丹後市から府内の各市町村を巡回し、本市には海の日の7月16日にフラッグが到着する。

当日は、亀岡市からフラッグを引き継ぐこととなっているが、ぜひ多くの市民の皆様と一緒にフラッグを歓迎したいと思い、ソフトバレーボール大会を開催している向日市民体育館において引き渡し式を行うこととした。

引き渡し式では、オリンピックフラッグを市民の皆様を代表して市長が、パラリンピックフラッグを障がい者団体の代表の方に受け取っていただくことを考えている。

また、ソフトバレーボール大会に参加される選手の皆様や、古代衣裳を着た方々と一緒に記念撮影を行うなど、向日市ならではの特色を活かし、市民の皆様と一緒に東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるセレモニーを検討しているところである。

引き渡し式後は、フラッグを身近に感じていただくため、ロビーに展示しているフラッグと自由に記念撮影をしていただきたいと思います。

翌日には長岡京市に引き渡すこととなっているので、短い期間ではあるが、より多くの子どもたちや市民の皆様にフラッグを身近に感じていただけるよう、学校へのチラシの配布やホームページ、LINE@での事前周知に努めてまいりたい。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運を盛り上げるため、事後PRにもしっかりと努めてまいりたい。

(公明党議員団

富安 輝雄)

児童生徒の安全対策
について

通学路交通安全プログ

【教育長答弁】

本プログラムは、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うために、関係機関の連携と通学路の安全を確保する取組方針等を定めており、交通政策担当である府向日町警察署、市防災安全課、道路管理者である府乙訓土木事務所、市道路整備課、通学路担当であ

ラムの実施状況について

る市教委 学校教育課をメンバーとした向日市通学路安全推進会議において、危険箇所の抽出から安全対策の実施、対策効果の把握までを繰り返し行うこととしている。

危険箇所の抽出については、会議のメンバーである各機関が持ち寄る情報だけでなく、学校がPTAやボランティアをはじめとする地域の方々との連携の中で把握した情報についても、学校を通じ提供され、対策が可能かについて検討を行っているところである。

実施状況については、これまで歩道整備や路面標示の更新などハード対策の実施が見込める29箇所について、可能なところから対策を実施してきたところであり、その他、警察による危険箇所の見回りや反射電柱幕の掲示による交通安全啓発などのソフト対策を多くの通学路において実施してきたところである。

また、今年度においては、本プログラムにおける対策箇所とは位置付けられてはいないが、道路状況の変化や児童の通学状況を踏まえ、学校の意見を聞きながら、登下校時の交通安全指導や声かけを行う交通指導員を、登校時に4箇所、下校時に2箇所、追加で配置するとともに、これまでから配置を行っていた下校時の2箇所について、配置時間を30分間延長することにより、一層の安全確保に努めているところである。

学校・PTA・地域住民・見守りボランティアなど関係機関の連携状況について

登下校時における子どもの安全確保は、学校、保護者、地域、関係機関が連携を図り、地域における防犯意識の高さをアピールするとともに、子どもたちが周囲のさまざまな大人により守られていると実感できるよう、地域社会が連携し子どもの安全を見守っていくことが必要であると考えている。

現在、各小学校の通学路については、登下校時の交通安全を図るため、PTAをはじめ地域の方々やボランティアの皆様、本市の交通指導員が日々連携して見守り活動に取り組んでいただいているところである。

また、各小学校では年度当初に、PTAの地区委員が中心となり、地区担当の教職員や児童とともに通学路の安全点検を実施し、安全マップを更新するなど、児童の通学時における安全確保にご協力いただく中で連携を図っている。

さらに、毎年4月と9月の「子供の交通事故防止推進日」には、向日市、向日市教育委員会、向日市交通対策協議会、各小学校、各小学校PTA、向日町警察署の6者が、各小学校の通学路における要注意箇所において、登校する児童への声かけ活動を合同で実施することにより、関係機関の連携を一層深めているところである。

加えて、相互の情報共有として、学校から下校時間や行事予定をお知らせし、見守りボランティアをはじめとする地域の方々からは、見守り場所や地域の状況を報告いただくなど、常に連絡や意見交換ができるよう連携しているところである。

登下校時の警察による
パトロール強化について

安全教育について

登下校の際に注意が必要な箇所については、向日市通学路安全推進会議において、警察による見回りの強化をお願いしているところであり、また、不審者事案が発生した際には、学校を通じて特に重点的に見回りを行うよう重ねてお願いしているところである。

近年、登下校中の児童生徒が巻き込まれる事件や交通事故が依然として発生していることから、児童生徒の安全を確保する取り組みとともに、児童生徒に危険を予測し、的確に判断して行動できる力を身に付けさせることが大変重要であると考えている。

このため、本市においては、小学校では、まず低学年において生活科を中心に、「子ども110番の家」の場所とその役割を教え、児童が一人で防犯ブザーを使えるようにするとともに、外での約束として、いわゆる「いかのおすし」を合言葉にして、

「知らない人について行かない」

「知らない人の車に乗らない」

「大声を出す」

「すぐに逃げる」

「何かあったらすぐに知らせる」

といった、危険を回避する行動が身に付くよう指導している。

高学年では、体育科の保健領域において、生活場面のイラストから事故やけがが起こりやすい原因を考え、「まわりから見えにくい所」や「誰もが簡単に出入りできる所」「暗い所」で犯罪が起こりやすいことなどについて学習を進めている。

また、不審者侵入を想定し、児童がセキュリティーボタンを押したり、大人に助けを求めたりするなど、実践的な行動力を身に付ける避難訓練を実施している。

中学校では、保健体育科において、生徒の発達段階を踏まえ、夜間の繁華街の危険性やスマートフォン・インターネット等を使った犯罪も含め、中学生に起こりやすい犯罪被害とその防止について指導している。

また、各校独自の取り組みとして、総合的な学習の時間において、調べ学習やフィールドワークを通して作成した地域安全マップを発表することにより、危険箇所について共通理解を図ったり、危機対応能力育成講演会として、児童殺傷事件の起こった小学校教員から生徒が話を聞く機会を設けたりするほか、生徒会活動の中で、生徒会役員が作成した携帯電話に関するルールやマナーを集会で提案し、シールにして全校生徒に配布することにより啓発を行うなど、日常生活で起こり得る危険に的確に対応できる力を育成しているところである。

先日下校時に声かけ事案が発生した際にも、生徒はすぐに逃げ、保護者や教員に報告されており、これまでも児童生徒から危険と思われる事案について広く情報が寄せられていることから、日常的な安全教育の成果が表れていると考えている。

(日本共産党議員団
松山 幸次)
地域のことに
ついて
児童の安全対策につ
いて

今後においても、学校教育活動全体を通して、児童生徒が発達段階に応じ、危険を予測し、回避する能力をしっかりと身に付けられるよう、安全教育の充実に努めてまいりたい。

【部長答弁】

児童生徒が安心・安全な学校生活を送る上で、登下校時の安全対策は不可欠である。登下校中の安全確保に係る各小学校への指示についてであるが、文部科学省の通知に基づき、京都府教育委員会から、交通安全教育の徹底及び登下校時における安全確保の取組の推進について通知があったことから、学校において本通知を踏まえた対応を図るよう、5月15日付で学校長に通知したところである。

また、5月22日に開かれた校長会において、新潟の事件を踏まえ、児童生徒の登下校時の安全確保の徹底について改めて依頼するとともに、6月の学校だよりにより保護者に対して児童生徒に防犯ブザーを常に持ち歩くよう、お願い文の掲載を依頼したところである。

なお、交通指導員の増員についてであるが、富安議員にお答えしましたとおり、今年度については、道路状況の変化や児童の通学状況を踏まえ、学校の意見を聞きながら、登下校時の交通安全指導や声かけを行う交通指導員を、登校時に4箇所、下校時に2箇所、追加で配置するとともに、これまでから配置を行っていた下校時の2箇所について、配置時間を30分間延長することにより、一層の安全確保に努めているところである。

また、ボランティアによるキャンペーンについては、議員ご指摘のとおり児童生徒の安全確保については、地域全体で子どもを見守る機運を高めることが重要であると認識している。

今後においても、地域の方々や、防犯推進委員協議会などの関係機関と、より一層緊密に連携を図り、児童生徒の安全確保に万全を期してまいりたい。

(日本共産党議員団
常盤 ゆかり)
留守家庭児童会につ
いて
留守家庭児童会の施設
改修計画について

【教育長答弁】

向日市公共建築物耐震化事業計画は、建築年、コンクリート強度、老朽化、梁や桁のスパン数、耐力壁の配置などにより診断し、耐震診断を行う優先順位を決定したもので、耐震診断結果の評価や財政状況を勘案する中で、優先度の高いものから学校施設を中心に耐震化を行ってきたところである。

昨年度には、第1留守家庭児童会より優先順位の高い、物集女、鶏冠井、上植野の各地区公民館において、耐震診断を行ったところであり、いずれもIS値が0.7以上であり、耐震改修が必要ない施設であると判明したところである。

第1留守家庭児童会の耐震診断についても、同計画に位置付けられているが、優先度が低かったこと、また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成25年11月改正)」第14条第1号及び同法施行令第6条第2項において、耐震改修を行うよう努めなければな

	<p>らない施設は「2階建てで、かつ床面積の合計が500㎡以上のもの」となっており、第1留守家庭児童会はこの基準に当たらないため、耐震診断を行っていない。</p> <p>第1留守家庭児童会を含めた留守家庭児童会全体の今後の耐震化や増改築等の施設計画についてであるが、今後の入会児童数の推移を見る中で、建物の状況や、民間施設の動向などを踏まえながら検討していく必要があると考えており、今年度策定予定の学校施設個別計画の中で検討してまいりたい。</p>
<p>大規模児童会の解消・対策について</p>	<p>入会希望があった、入会要件を満たす全ての児童を受け入れてきたことから、第2留守家庭児童会においては、既存施設の2クラスに加えて、校舎3階の多目的室を活用し、運営してきたところである。</p> <p>運営にあたり、嘱託指導員を新規に採用したほか、臨時指導員を確保することにより、適切に行っているところである。</p> <p>一方で、平成31年4月には、第2保育所の跡地に、保育所併設で定員40名の民間の児童会が開設される見込みであることから、今後の入会児童数の推移を見ながら、増改築等施設計画については学校施設個別計画の中で、検討してまいりたい。</p>
<p>夏休みの対策について</p>	<p>現在、夏季入会の受付中であるが、夏季入会児童数が増加した場合、育成スペースや、臨時指導員の確保などの課題があるが、今年度も昨年度同様、学校施設を活用し、必要な施設備品の配置や臨時指導員の確保に努め、入会要件を満たす児童について受け入れを行えるよう努めてまいりたい。</p>
<p>指導員体制と処遇改善事業について</p>	<p>指導員の新規採用の計画はないが、今年度は2名の嘱託指導員の採用を予定している。今後についても、引き続き嘱託指導員や臨時指導員の確保を行ってまいりたい。</p> <p>また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業であるが、「放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進すること」を目的とするものであることから、指導員の昇給に充てることで、経験に応じた処遇改善を確保しているところである。</p>
<p>放課後児童クラブ運営指針解説書</p>	<p>放課後児童クラブの質の向上を図るため、平成27年に厚生労働省が放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準とそれに基づく放課後児童クラブ運営指針が策定されたところである。</p> <p>平成29年には、都道府県、市町村担当者や事業者及び放課後児童支援員等に運営指針の趣旨と内容が正確に理解されること、また放課後児童支援員認定資格研修や勉強会等の材料として使用されることを期待し、厚生労働省編纂の放課後児童クラブ運営指針解説書が発出されたところである。</p>

<p>指導員と保護者との連携、保護者会との懇談会について</p>	<p>解説書は、できるだけ簡潔に運営指針本文の説明を行い、育成支援を行う際の考え方や留意点の補足説明、取組の参考になる関連事項等が掲載されている。</p> <p>本市においては、運営指針の趣旨と内容が正確に理解できるよう、各児童会と担当課に配備しており、今後、研修や会議等の場で活用してまいりたい。</p> <p>指導員・保護者・担当課との懇談会は開催していないが、担当課は保護者会連合会からの要望等があった際には、直接意見をお聞きし、説明を行うなど、懇談の場をもっている。</p> <p>また、児童会では保護者会や保護者からの申し出があれば、指導員等が懇談し、学校や家庭、児童会での様子について情報共有している。今後も、このような懇談を通じて、児童の健全な育成支援や児童会の適切な運営に活かしてまいりたい。</p>
<p>適応指導教室について 開室日と時間について</p>	<p>【教育長答弁】</p> <p>本市の適応指導教室では、通室生の主体性の育成や集団生活への適応等を図ることにより、早期に学校への復帰ができるよう支援をしていることから、現在、開室曜日と時間を限定し、学校へ登校できる時間を設けている。</p> <p>通室生には開室日以外の日や時間帯には、学校へ登校するという意識や目標を持たせることで、適応指導教室への通室と学校への登校のバランスを図りながら希望進路の実現を果たす生徒がいるなど、学校への復帰や主体的な進路選択の基盤となる生活リズムの調整が可能と考え、現在は水、木、金曜日の午前9時半から正午までの開室としている。</p> <p>昨年度前半までは通室者数が少なく、通室者数がゼロという日も見られていたが、昨年度後半から通室者数や通室日数が増える状況にある。</p> <p>こうした中、今後の適応指導教室における支援については、開室日や時間帯も含め、個々の児童生徒の専門家によるアセスメントを踏まえた判断が重要であり、通室する児童生徒の今後の状況を十分注視する必要があると考えている。</p> <p>一方で、指導に携わる専門的な知識を有する人材を常時確保することが難しく、開室日数を増やすことは現時点では困難な状況である。</p>
<p>保護者の方からの要望書について</p>	<p>要望された方に対して、担当者から直ちに要望にお答えすることは困難である旨をお話ししている。また、現在、教育委員会として、取組を進めている点であるが、通室生の個々の状況に応じた支援を一層充実させるため、適応指導教室の指導員については、臨床心理士を養成している大学と調整を重ね、今年度から、水、木、金曜日の3日間開室している中で木、金曜日の二日間にそれぞれ臨床心理を学</p>

ぶ大学院生をさらに1名ずつ派遣いただき、複数名で指導に当たっている。残る水曜日についても、更に引き続き、もう1名の人材確保に努めてまいりたい。

適応指導教室の周知については、年度当初に活動内容等を記載したチラシを小中学校全児童生徒に配付し、本市ホームページの内容についても、開設日時や場所を明示し、より市民の皆様に分かりやすい表記にした。

更に「広報むこう」6月号に適応指導教室の案内を掲載したところであり、今後も引き続き周知徹底に努めてまいりたい。

また、保護者の方との懇談会等については、それぞれの保護者の意向ニーズが異なるので、現在のところ、その場の提供は難しいと考えているが、個別の相談場面において、通室生の成長を願う保護者の気持ちにしっかりと寄り添うとともに、ニーズもお伺いしながら、適応指導教室が通室生にとって学校復帰及び希望進路の実現につながるよう支援に努めてまいりたい。

(再質問)

週3日の開室日の拡大について、再度、考えを聞く。

保護者との話し合いについては一人一人個別に行うだけでなく、保護者全員が一同に会して話し合う機会を設けるべきだが如何か。

(要望)

保護者との話し合いについては個々で話を聞くことだけでなく、全体で話し合える場を設けていただきたい。

(日本共産党議員団
丹野 直次)
給食費について

【教育長答弁】

一人一人の通室状況も異なることから専門家の見解も踏まえながら適切な支援を検討すべきと考えており、まずは状況把握に努めたい。

保護者の意向、ニーズが異なる中で、行政がまとめることはいかがと思う。個々の保護者との話し合いの中で、様々な保護者の声を伺っていききたい。

【部長答弁】

学校給食費については学校給食法及び同法施行令において、人件費と施設設備修繕費を設置者が、それ以外の経費を保護者の負担とするとの原則が定められており、一般的には、多くの自治体において、人件費、施設費等については設置者が、食材料費については保護者がそれぞれ負担されており、本市においても、同様である。

<p>(要望)</p> <p>材料費を負担することを文科省は禁止していない。本市においても(無償化や補助制度を)実施して欲しい。</p>	<p>自治体によっては、給食費の補助を、地産地消の促進や、定住促進等を図る目的で実施されているところもあるが、ほとんどの自治体において、保護者が食材料費を負担されているのが現状である。</p> <p>京都府に対して給食費の補助金制度の創設を要望することについてであるが、京都府の見解として、「給食費については、経済的に厳しい状況にある保護者には、その全額又は一部を補助する仕組みが法令等により制度化されており、これを全ての市町村に一律に無償化するのであれば、全体としての給付と負担のあり方の問題になり、ナショナルミニマムの観点から、国において判断すべき問題である」と、府議会の中で答弁されている。</p> <p>このような状況を鑑み、本市としては、京都府に対して財政支援の要望を行うことは考えていない。</p> <p>なお、給食費に係る保護者負担の軽減については、小学校同様、中学校給食についても、今議会で給食費に係る就学援助費を含む補正予算案をお願いしているところであり、引き続き、全ての子ども達が学校給食を喫食できるよう図る。</p>
--	---

向日市議会平成30年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会について

平成30年7月2日
教育総務課

平成30年6月20日に開催されました、向日市議会平成30年第2回総務文教常任委員会質疑について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

- 1 日 時 平成30年6月20日（水） 午前10時～午前10時30分
- 2 場 所 向日市役所大会議室
- 3 委 員 天野委員長、飛鳥井副委員長、北林委員、米重委員、小野委員、福田委員

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度向日市一般会計補正予算（第8号））（所管分）	
	質疑なし
議案第41号 平成30年度向日市一般会計補正予算（第1号）（所管分）	
委員	○質疑 給食費の無償化について、市長の見解を問う。
市長	給食費を払えないという理由で、給食を食べることができない生徒がいてはならないと考えている。生徒全員の給食費を無償化することは考えていないが、就学援助制度等を活用した補助や支援は行っていく。
委員	給食費の無償化については、財政面からの検討が必要。無償化した場合のコストについて試算しているか。
事務局	小学校で約1億5千万円。中学校については、給食費の全国平均値による試算で約8千万円である。
委員	教育振興費の「特別支援教育就学奨励費」と「保護生徒就学援助費」について、対象者は何名で積算しているのか。
事務局	特別支援は18名、保護生徒は240名。給食費の額については全国平均値である月

	5千円、期間は4カ月で積算した。
委員	中学校給食については、喜んでいる保護者が多い。その一方で、運動クラブに所属している生徒について、給食だけでは量が足りないのではと心配している保護者もいる。
事務局	視察した各自治体でその件について聴取したが、給食の量については、食べる量が多い生徒と少ない生徒との間での調整や、クラス間での調整が可能であり、それに基づいて対応しているとのことである。本市においても、同様の対応が可能と考えている。
委員	中学校給食費に関する保護者説明会はいつ頃実施するのか。
事務局	現在、学校と調整中であり、早ければ7月中に実施したいが、9月以降になる可能性もある。
委員	給食費の額については、月5千円程度と考えて良いか。
事務局	予算については、全国平均値で積算した。
委員	消耗品費で計上されている箸について、向日市の特産である竹製の箸を検討しているか。
事務局	食洗器を使って洗浄する場合の耐久性を考えると、竹製の箸の使用は困難である。
委員	学校の職員用トイレの整備予定について問う。
事務局	児童、生徒用トイレの整備を優先することが前提であるが、今年度の西ノ岡中学校を皮切りに、7小中学校については、31年度以降整備を進めていく。
委員	毎年、1か所ずつ整備するということか。
事務局	毎年、各校の1か所を整備する予定である。
委員	7校については、同時に整備を進めると解してよいか。
事務局	お見込のとおりである。
委員	以前から取り上げている、第6向陽小学校の車いす用トイレの整備についてはどうか。
事務局	現在の5か年計画では対象になっていないが、補修等を行う中で改善を図っていき

委員	<p>い。</p> <p>要望として取扱う。</p>
委員	<p>中学校給食について、栄養士の配置状況と、教職員向けマニュアルの作成状況について問う。</p>
事務局	<p>栄養士については、府職員の栄養士1名、市職員の栄養士1名の2名体制である。マニュアルについては、各学校にマニュアル案を提示し、検討していただいているところである。</p>
委員	<p>学校施設のブロック塀について現地視察を行ったところ、第6向陽小学校プール、第2向陽小学校プール、勝山中学校東側の道路沿いで、高いブロック塀が確認できた。震度6～7の揺れに耐えられるのか。調査や改修の予定について問う。</p>
委員	<p>本議案と直接関係のない質疑であるが、可能な範囲で回答いただきたい。</p>
事務局	<p>ブロック塀については、職員によるパトロールを実施した。</p> <p>2向小、5向小、6向小のプールにはコンクリートブロックが存在する。また、勝山中学校の、東側、南側、西側にも校舎を囲う形でコンクリートブロックが存在する。</p> <p>目視による調査では、建築基準法上の問題はないと考えている。</p> <p>この件に関しては、国から調査を要請する通知が届いており、その中で示されている基準等に基づいて、再度調査を実施する予定である。</p> <p style="text-align: right;">採決一挙手多数一可決</p>

諸報告資料

向日市いじめ防止基本方針の改定について

平成 30 年 7 月 2 日
学校教育課 指導係

別紙

京都府いじめ防止基本方針 新旧対照表
向日市いじめ防止基本方針 新旧対照表

向日市いじめ防止基本方針 新旧対照表 7/2

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。</p> <p>また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。</p> <p>向日市では、市民一人一人が自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深め、互いの人権を尊重するまちづくりを進めている。教育においても、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進しており、これまでから、いじめの防止とその対策に取り組んできたところである。</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて向日市は法第12条の規定に基づき、「いじめは決して許されない人権侵害」であり、学校を含めた社会全体の課題であるとの認識のもと、学校・家庭・地域社会が連携し、社会総がかりでいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、向日市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)を策定する。</p>	<p>はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。</p> <p>また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。</p> <p>向日市では、市民一人一人が自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深め、互いの人権を尊重するまちづくりを進めている。教育においても、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進しており、これまでから、いじめの防止とその対策に取り組んできたところである。</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて向日市は法第12条の規定に基づき、「いじめは決して許されない人権侵害」であり、学校を含めた社会全体の課題であるとの認識のもと、学校・家庭・地域社会が連携し、社会総がかりでいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、向日市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)を策定する。</p>	
<p>第1 いじめの防止等に対する基本的な方向</p> <p>1 いじめとは</p> <p>児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。</p>	<p>第1 いじめの防止等に対する基本的な方向</p> <p>1 いじめとは</p> <p>児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。</p> <p>また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目</p>	<p>府に合わせて 文言修正</p> <p>府に合わせて 文言追加</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>その際、いじめられていることを相談しにくい心理と、一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。</p> <p>2 いじめの防止等のための基本的な考え方</p> <p>(1)いじめの防止</p> <p>いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。</p> <p>また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。</p> <p>さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。</p> <p>なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。</p> <p>(2)いじめの早期発見</p> <p>いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。</p> <p>特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形</p>	<p><u>し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p> <p>その際、いじめられていることを相談しにくい心理と、一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。</p> <p>2 いじめの防止等のための基本的な考え方</p> <p>(1)いじめの防止</p> <p>いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。</p> <p>また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。</p> <p>さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。</p> <p>なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。</p> <p>(2)いじめの早期発見</p> <p>いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。</p> <p>特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形</p>	<p>心理例の記述なし。</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>で行われることを認識することが大切である。</p> <p>また、何気ない冷やかしかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。</p> <p>そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。</p> <p>(3)いじめへの対処</p> <p>いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。</p> <p>このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(4) 地域や家庭との連携</p> <p>社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。</p> <p>このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。</p>	<p>で行われることを認識することが大切である。</p> <p>また、何気ない冷やかしかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である</p> <p>そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。</p> <p>(3)いじめへの対処</p> <p>いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。</p> <p>このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(4) 地域や家庭との連携</p> <p>社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。</p> <p>このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。</p>	
<p>第2 いじめの防止等のための向日市の対応</p> <p>1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置</p> <p>(1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置</p> <p>いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「乙訓いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を乙訓地域の2市1町共</p>	<p>第2 いじめの防止等のための向日市の対応</p> <p>1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置</p> <p>(1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置</p> <p>いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「乙訓いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を乙訓地域の2市1町共</p>	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>同で設置する。 連絡会議の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、府警察その他の関係者とする。</p> <p>(2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置 教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「向日市いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)」を設置する。</p> <p><推進委員会の役割></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 教育委員会の求めに応じ、向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。</p> <p>イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。</p> <p>ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行うこと。</p> <p>エ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。</p> <p>オ その他教育委員会が必要と認めること。</p> </div> <p>推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。</p> <p>2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p>	<p>同で設置する。 連絡会議の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、府警察その他の関係者とする。</p> <p>(2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置 教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「向日市いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)」を設置する。</p> <p><推進委員会の役割></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 教育委員会の求めに応じ、向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。</p> <p>イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。</p> <p>ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行うこと。</p> <p>エ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。</p> <p>オ その他教育委員会が必要と認めること。</p> </div> <p>推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。</p> <p>2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>○ <u>教育活動</u>を通じた豊かな心の育成 <u>幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。</u></p>	<p>(3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置の記述なし</p> <p>府に合わせて 文言修正</p> <p>府に合わせて 文言追加</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。</p> <p>ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道德教育 イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組 ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等の取組 エ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動</p>	<p><u>また</u>、学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成し、<u>いじめを防止</u>するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。</p> <p>ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道德教育 イ 児童生徒の発達<u>の</u>段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組 ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等の取組 エ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動</p>	<p>府に合わせて 文言修正</p> <p>府に合わせて 文言修正</p>
<p>○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携 教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家との連携を図る取組を推進する。</p>	<p>○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携 教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、<u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>、教員・警察官経験者等<u>いじめの防止等のための専門的知識を有する者</u>との連携を図る取組を推進する。</p>	<p>府に合わせて 文言修正</p>
<p>○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上 教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。 また、心理や福祉の専門家等と連携し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。</p>	<p>○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上 <u>全ての教職員が法の内容を理解し</u>、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。 また、<u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。 <u>なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。</u></p>	<p>府に合わせて 文言追加</p> <p>これまで記載なしであったが、教職員の対応が問題とされる事例もあり、今回は府に合わせて記載</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>○ いじめに関する調査研究等の実施 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。 また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>○ 教育相談体制の活用の推進 教育委員会に配置している臨床心理士等の専門家や相談員による、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の活用を図るとともに、関係機関と連携し、「家庭児童相談」や「教育相談」「スクールホットライン」また、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。</p> <p>○ 定期的な実態把握 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>○ 地域や家庭との連携促進 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校支援地域本部等との連携を図り、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。 各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。</p>	<p>○ いじめに関する調査研究等の実施 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。 また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>○ 教育相談体制の活用の推進 <u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>、教育委員会に配置している臨床心理士等の専門家や相談員と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の活用を図るとともに、関係機関と連携し、「家庭児童相談」や「教育相談」「スクールホットライン」また、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。</p> <p>○ 定期的な実態把握 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや<u>聞き取り</u>調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>○ 地域や家庭との連携促進 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、<u>地域学校協働本部</u>等との連携を図り、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。 各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。</p>	<p>府の修正及び市のSC,SSW等の配置に合わせて文言修正</p> <p>府に合わせて文言修正</p> <p>府に合わせて文言修正</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>(3) いじめへの対処</p> <p>○ 関係機関や外部人材の協力による問題解決に向けた支援</p> <p>いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに、推進委員会と連携していじめの解消を図る。</p> <p>また、解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。</p> <p>○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応</p> <p>インターネット利用の増加に伴うネットいじめの増加や、SNSの普及に伴う発見しにくい新しい形態のいじめに対応するため、学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。</p> <p>また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するための京都府教育委員会によるネットパトロールなども活用し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する。</p> <p>○ 学校相互間の連携協力体制の整備</p> <p>いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を図る。</p>	<p>(3) いじめへの対処</p> <p>○ <u>多様な人材の協力等</u>による問題解決に向けた支援</p> <p>いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに、推進委員会と連携していじめの解消を図る。</p> <p>また、解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。</p> <p>○ インターネットや<u>スマートフォン等</u>を利用したいじめ(<u>インターネット上のいじめ</u>)への対応</p> <p><u>スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。</u>また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)<u>を利用した</u>閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめも<u>ある</u>。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。</p> <p>また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するための京都府教育委員会によるネットパトロールなども活用し、<u>インターネット上</u>のいじめに対処する。</p> <p>○ 学校相互間の連携協力体制の整備</p> <p>いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を図る。</p>	<p>府に合わせて 文言修正</p> <p>府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言修正</p>
<p>第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。</p>	<p>第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。</p>	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。</p> <p>なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮する。</p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。</p> <p>2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を置く。</p> <p>いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とする。</p> <p>特に、いじめであるかどうかの判断を組織的に行うため、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担えるよう、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず全て当該組織に報告・相談するとともに、いじめ対策組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。</p>	<p>また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。</p> <p>なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮する。</p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。</p> <p>2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>法第22条に基づき、<u>いじめの防止等</u>に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を置くものとする。</p> <p>いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的かつ実効的に対応できる体制とする。</p> <p>特に、<u>事実関係の把握</u>、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、<u>抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに</u>全て当該組織に報告・相談するとともに、<u>当該組織</u>に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。</p> <p><u>あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。</u></p>	<p>府にある策定に係る留意点、学校基本方針の内容の例は前回同様記述しない。</p> <p>府に合わせて文言修正</p> <p>府に合わせて文言修正</p> <p>府に合わせて文言修正</p> <p>府に合わせて文言追加 (一部修正)</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。</p>	<p>また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。</p>	
<p>3 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。</p>	<p>3 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。</p>	府に合わせて 文言修正
<p>(1) いじめの防止</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組む。</p> <p>また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作るよう努める。</p> <p>加えて、児童会・生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。</p>	<p>(1) いじめの防止</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。</p> <p>また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作るよう努める。</p> <p>さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。</p> <p>加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。</p> <p>あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切</p>	府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>(2) いじめの早期発見</p> <p>いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。</p> <p>あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。</p>	<p><u>な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に<u>努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。</u></p> <p><u>また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を与えるものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。</u></p> <p>あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。</p> <p><u><いじめの発見に向けた心構え></u></p> <p><u>教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。</u></p> <p><u>そのため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。</u></p> <p><u><相談対応時の心構え></u></p> <p><u>さらに、教職員は、第1の1<いじめられている子どもの心理例>で挙げた児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状</u></p>	<p>府に合わせて 文言修正</p> <p>府に合わせて 文言追加</p> <p>府に合わせて 文言追加</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>(3) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。</p> <p>また、いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</p> <p>これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p>(4) いじめが起きた集団への働きかけ</p> <p>いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。</p>	<p><u>況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。</u></p> <p>(3) いじめに対する措置</p> <p><u>いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。</u></p> <p><u>また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</u></p> <p><u>さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</u></p> <p><u>また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。</u></p> <p>これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p>(4) いじめが起きた集団への働きかけ</p> <p>いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。</p> <p><u>(5) いじめの解消</u></p>	<p>府に合わせて 文言修正</p> <p>府に合わせて 文言追加 (前回は入 れていない が、 具体例とし て記載する)</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>(5) いじめ解消後の継続的な指導</p> <p>いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。</p> <p>また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に</p>	<p><u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</u></p> <p>① <u>いじめに係る行為が止んでいること</u> <u>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</u></p> <p>② <u>被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</u> <u>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</u> <u>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</u></p> <p>(6) いじめ解消後の継続的な指導</p> <p><u>いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。</u></p> <p>また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進め</p>	<p>府に合わせて 文言追加</p> <p>府に合わせて 文言修正</p>

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。</p> <p>(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。</p>	<p>る。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。</p> <p><u>(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(インターネット上のいじめ)への対応</u> <u>インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その除去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。</u> <u>また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。</u></p> <p>インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。</p> <p><u>(8) 学校評議員や関係機関等との連携</u> <u>学校評議員や関係機関等に対し、学校は当該学校のにじめに係る状況及び対策について情報提供し、連携・協働による取組を進める。</u></p>	<p>府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加</p> <p>府に合わせて 一部文言追加 (府では地域学校 協働本部、民生 委員や町内会等 の地域の関係団 体等の記載があ るが、地域の状 況に合わせる)</p>
<p>第4 重大事態への対処</p> <p>1 重大事態とは 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p>	<p>第4 重大事態への対処</p> <p>1 重大事態とは 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p>	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。</p>	<p>なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。</p> <p>また、児童生徒や保護者から、<u>いじめにより重大な被害が生じた</u>という申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。<u>児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</u></p>	府に合わせて 文言修正
<p>2 重大事態発生の報告及び調査</p> <p>いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。</p> <p>この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。</p>	<p>2 重大事態発生の報告及び調査</p> <p><u>いじめの重大事態については、向日市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき適切に対応するものとする。</u></p> <p>いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。</p> <p>この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。</p>	府に合わせて 文言追加
<p>3 調査を実施する組織</p> <p>重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。</p> <p>学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。</p> <p>教育委員会が調査主体となる場合は、推進委員会が調査を実施する。</p>	<p>3 調査を実施する組織</p> <p>重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。</p> <p>学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。</p> <p>教育委員会が調査主体となる場合は、推進委員会が調査を実施する。</p>	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>4 調査の結果を踏まえた措置</p> <p>調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。</p> <p>また、調査結果は、市長に報告する。</p> <p>その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。</p> <p>さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>5 再調査及びその結果を踏まえた措置</p> <p>(1) 再調査</p> <p>学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設けるなどして、再調査を行う。</p> <p>(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供</p> <p>再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。</p> <p>(3) 再調査の結果を踏まえた措置</p> <p>学校で発生した重大事態について市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 議会への報告</p> <p>市長は、学校における再調査の結果について、議会に報告する。</p>	<p>4 調査の結果を踏まえた措置</p> <p>調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。</p> <p>また、調査結果は、市長に報告する。</p> <p>その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。</p> <p>さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>5 再調査及びその結果を踏まえた措置</p> <p>(1) 再調査</p> <p>学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設けるなどして、再調査を行う。</p> <p>(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供</p> <p>再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。</p> <p>(3) 再調査の結果を踏まえた措置</p> <p>学校で発生した重大事態について市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 議会への報告</p> <p>市長は、学校における再調査の結果について、議会に報告する。</p>	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
<p>第5 その他の重要事項</p> <p>向日市は、基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向等も踏まえ、必要があると認められるときは、基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。</p>	<p>第5 その他の重要事項</p> <p>向日市は、<u>国・府の動向等も踏まえ、必要があると認められるときは</u>、基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。</p>	<p>府に合わせて 文言修正 (見直し時期 の目途を削 除)</p>

諸報告資料

向日市部活動指導方針（案）について

平成30年7月2日
学校教育課 指導係

別紙

京都府部活動指導指針・向日市部活動指導方針 対照表

京都府部活動指導指針	向日市部活動指導方針（案）	備考
<p>【表紙】 京都府部活動指導指針 平成30年4月 京都府教育委員会</p>	<p>【表紙】 向日市部活動指導方針 平成30年9月 向日市教育委員会</p>	<p>指針→方針 文言修正</p>
<p>はじめに 中学校や高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられています。また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されています。さらに、平成29年3月に告示された新学習指導要領（中学校）では、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」ことが新たに追記されています。</p> <p>部活動は学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言えます。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきました。</p> <p>体育系部活動は、体力や技術の向上を図るとともに、競技力の面でスポーツの振興を支えてきており、文化系部活動においても文化の振興に大きく寄与してきたことは言うまでもありません。</p> <p>しかしながら、中学校や高等学校の部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的負担の要因となるとともに、競技未経験の教員による顧問配置は、技術指導面での精神的負担になっています。また生徒においても、適切な休養日が明確に設定されていない状況下での活動は、バランスのとれた生活や成長の面からも身体的・精神的負担になっていることが指摘されています。</p> <p>このため、京都府教育委員会では、平成29年度に府内の有識者による「部活動指針検討会議」を設置し、練習時間や休養日の設定を明確にするなど、部活動の適切な指導、大会・発表会等の精選、部活動指導員の活用等について協議を重ねるとともに、国の動向を踏まえ、府内各学校における部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、本府における部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた「京都府部活動指導指針」を策定しました。</p> <p>各学校における部活動の指導については、本指針に基づき管理職のみならず、全ての教職員の共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、各部の特性・特徴を生かした適切かつ効果的な活動が行われるとともに、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性が生まれ、将来の充実した人生に繋がっていくよう願っています。</p> <p>平成30年4月 京都府教育委員会</p>	<p>はじめに 中学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられています。また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されています。さらに、平成29年3月に告示された新学習指導要領（中学校）では、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」ことが新たに追記されています。</p> <p>部活動は学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言えます。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきました。</p> <p>体育系部活動は、体力や技術の向上を図るとともに、競技力の面でスポーツの振興を支えてきており、文化系部活動においても文化の振興に大きく寄与してきたことは言うまでもありません。</p> <p>しかしながら、中学校の部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的負担の要因となるとともに、競技未経験の教員による顧問配置は、技術指導面での精神的負担になっています。また生徒においても、適切な休養日が明確に設定されていない状況下での活動は、バランスのとれた生活や成長の面からも身体的・精神的負担になっていることが指摘されています。</p> <p>このため、向日市教育委員会では、国の動向を踏まえるとともに、平成30年4月に策定された「京都府部活動指導指針」を基に、練習時間や休養日の設定を明確にするなど、部活動の適切な指導、大会・発表会等の精選、部活動指導員の活用等について、各学校における部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた部活動指導方針を策定しました。</p> <p>各学校における部活動の指導については、本方針に基づき管理職のみならず、全ての教職員の共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、各部の特性・特徴を生かした適切かつ効果的な活動が行われるとともに、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性が生まれ、将来の充実した人生に繋がっていくよう願っています。</p> <p>平成30年9月 向日市教育委員会</p>	<p>市町の策定方針に文言修正</p>

<p>目次</p> <p>部活動指導の指針 部活動の意義</p> <p>1 練習時間・休養日の設定等・・・・・・・・・・ 1 (1) 練習時間・休養日の設定 (2) 活動計画（年間・月間）</p> <p>2 指導の在り方・・・・・・・・・・ 3 (1) 適切な指導 (2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止 ア 体罰 イ ハラスメント行為等 (3) 安全管理と事故防止 ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止 イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理</p> <p>3 スキルアップコーチの活用に関する留意事項・・・・・・・・ 5 (1) 部活動指導員 (2) 外部指導者</p> <p>4 今後の部活動運営の在り方・・・・・・・・・・ 5 (1) 学校全体での部活動マネジメントの確立 〔指導体制〕 ア 顧問の指導上の留意点 イ 顧問の複数配置 ウ 顧問の勤務時間管理 (2) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方 (3) 家庭及び地域等との連携</p> <p>◆検討会議委員</p>	<p>目次</p> <p>部活動指導の方針 部活動の意義</p> <p>1 練習時間・休養日の設定等・・・・・・・・・・ 1 (1) 練習時間・休養日の設定 (2) 活動計画（年間・月間）</p> <p>2 指導の在り方・・・・・・・・・・ 2 (1) 適切な指導 (2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止 ア 体罰 イ ハラスメント行為等 (3) 安全管理と事故防止 ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止 イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理</p> <p>3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項・・・・・・・・ 4 (1) 部活動指導員 (2) 外部指導者</p> <p>4 今後の部活動運営の在り方・・・・・・・・・・ 5 (1) 学校全体での部活動マネジメントの確立 (2) 指導体制 ア 顧問の指導上の留意点 イ 顧問の複数配置 ウ 顧問の勤務時間管理 (3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方 (4) 家庭及び地域等との連携</p>	<p>指導体制として項立てして、文言修正</p>
--	--	--------------------------

<p>部活動指導の指針</p> <p>本指針は、中学校（義務教育学校〔後期課程〕、特別支援学校中等部を含む。）・高等学校（特別支援学校高等部を含む。）における体育系及び文化系の部活動全体に係る指針である。</p> <p>部活動の意義</p> <p>部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。</p> <p>また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものです。</p> <p>1 練習時間・休養日の設定等</p> <p>部活動指導においては、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、指導方針・活動計画（年間・月間）を作成し、校長からの活動承認を受けることが重要です。</p> <p>（1）練習時間・休養日の設定</p> <p>【中学校】</p> <p>練習時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。 ○長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。 <p>休養日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。 ○大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。 <p>【高等学校】</p> <p>原則、中学校の練習時間・休養日の設定を適用するが、発育・発達による体力の向上や自己管理能力の向上等、中学校教育の基礎の上に多様な教育活動が行われている点に留意するとともに、地域や学校の実態を踏まえ、設定する。なお、練習時間の上限及び休養日の下限について、次のとおりとする。</p> <p>練習時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。 ○長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。 <p>休養日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週当たり1日以上設定すること。 <p>※月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。</p>	<p>部活動指導の方針</p> <p><u>本方針は、中学校における体育系及び文化系の部活動全体に係る方針である。</u></p> <p>部活動の意義</p> <p>部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。</p> <p>また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。</p> <p>1 練習時間・休養日の設定等</p> <p>部活動指導においては、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、指導方針・活動計画（年間・月間）を作成し、校長からの活動承認を受けることが重要である。</p> <p>（1）練習時間・休養日の設定</p> <p>ア 練習時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度であること。 ○長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。 <p>イ 休養日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。 ○大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。 	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>削除</p>
--	---	---

<p>重要</p> <p>○練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定すること。</p> <p>○長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。</p> <p>(参考) [練習時間]</p> <p>医・科学的な視点</p> <p>1週間に16時間以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まる。</p> <p>～アメリカ臨床スポーツ医学会(2014年)『ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明』～</p> <p>ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。</p> <p>～米国小児科学会(2007年)『ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて』～</p> <p>※休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましいと示されています。</p> <p>(参考) [休養日]</p> <p>超回復</p> <p>休養を適切に取り、完全に疲労等が回復すると、能力はただ元に戻るだけでなく、前の状態よりも高いレベルに回復する性質がある。</p> <p>オーバートレーニング</p> <p>疲労が完全に回復しないまま継続すると、慢性疲労状態に陥り、能力が低下する。</p> <p>フィットネス-疲労理論</p> <p>「期分け(ピリオダイゼーション)」の概念の長期的、中期的、短期的な考え方をもとに、アスリートのパフォーマンス発揮は、トレーニング効果と疲労の差によって定義づけられる。</p> <p>疲労は、各トレーニング後に生じるが、トレーニング直後に最大となり、時間の経過とともに減少していく。一方、フィットネス(トレーニング効果)もまた、トレーニング後に生じる。フィットネスは、練習後急激に、またはより長い期間を経て得ることができる。このフィットネスもまた、時間とともに減少していくが、その減少度よりも疲労回復の方が早く、より高いパフォーマンスが発揮できるようになる。</p> <p>※適切な休養は、体力向上はもとより、リフレッシュにより心身のバランスを保ち、学習や日常生活における意欲増進に繋がることは言うまでもありません。</p>	<p>立 その他</p> <p>○練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定すること。</p> <p>○長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱い<u>である</u>とともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。</p>	<p>「重要」を項立てて、「その他」</p> <p>文言修正</p> <p>削除 (方針としているため参考は削除)</p>
---	---	---

<p>(2) 活動計画 (年間・月間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。 ○活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。 <p>重要 練習や大会参加等の計画的なスケジュールを設定・管理をするために、活動方針・活動計画は、必ず管理職による事前の承認を受けること。</p> <p>2 指導の在り方</p> <p>(1) 適切な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。 ○成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効果的・効果的な練習を行うこと。 ○発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。 ○大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。 ○少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。 <p>(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止</p> <p>部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちですが、生徒の自主的な活動であることを踏まえて実施されるべきものであり、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければなりません。</p> <p>体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。</p> <p>体罰等を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければなりません。</p> <p>ア 体罰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。 ○生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。 ○体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。 <p>イ ハラスメント行為等</p>	<p>(2) 活動計画 (年間・月間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。 ○活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。 ○練習や大会参加等の計画的なスケジュールを設定・管理をするために、活動方針・活動計画は、必ず管理職による事前の承認を受けること。 <p>2 指導の在り方</p> <p>(1) 適切な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。 ○成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効果的・効果的な練習を行うこと。 ○発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。 ○大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。 ○少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。 <p>(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止</p> <p>部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちであるが、生徒の自主的な活動であることを踏まえて実施されるべきものであり、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければなりません。</p> <p><u>また</u>、体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。</p> <p><u>さらに</u>、体罰等を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければなりません。</p> <p>ア 体罰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。 ○生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。 ○体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。 <p>イ ハラスメント行為等</p>	<p>「重要」を項立てて、「○」</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>
--	---	--

<p>○セクシュアル・ハラスメント 指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。</p> <p>○パワー・ハラスメント 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあるてはならない。</p> <p>(3) 安全管理と事故防止 ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止 ○計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。 ○他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。 ○怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。 ○やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。</p> <p>イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理 ○関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。 ○熱中症対策 「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT測定器の活用等） ○気象変化対策 落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。</p> <p>3 スキルアップコーチの活用に関する留意事項 ※スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称である。 学校の設置者及び学校は、学校の実態に応じ、スキルアップコーチ等を適切に配置すること。なお、スキルアップコーチは、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。 学校及び顧問は、指導をスキルアップコーチに任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、スキルアップコーチに対して適切な指示を行うとともに、指導や健康管理において地域のスポーツドクターやトレーナー等の専門的な地域人材等とも連携しながら部活動を運営していく視点をもつこと。</p>	<p>○セクシュアル・ハラスメント 指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。</p> <p>○パワー・ハラスメント 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあるてはならない。</p> <p>(3) 安全管理と事故防止 ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止 ○計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。 ○他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。 ○怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。 ○やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。</p> <p>イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理 ○関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。 ○熱中症対策 「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT測定器の活用等） ○気象変化対策 落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。</p> <p>3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項 <u>学校は、学校の実態に応じ、スキルアップコーチ等を活用の際は、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。</u> 学校及び顧問は、指導をスキルアップコーチ等に任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、スキルアップコーチ等に対して適切な指示を行うとともに、指導や健康管理において地域のスポーツドクターやトレーナー等の専門的な地域人材等とも連携しながら部活動を運営する視点をもつこと。</p> <p><u>(※スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称である。)</u></p>	<p>府の運用と市の運用を兼ねて「等」を挿入し、文言修正</p>
--	--	----------------------------------

<p>(1) 部活動指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。 ○技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。 ○学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。 <p>(2) 外部指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。 	<p>(1) 部活動指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う<u>こと</u>。 ○技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。 ○<u>学校は</u>、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する<u>こと</u>。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する<u>こと</u>。 <p>(2) 外部指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う<u>こと</u>。 	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>
<p>4 今後の部活動運営の在り方</p> <p>(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長は、学校の設置者の方針に則り、校内で策定した「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」等を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行うこと。 ○校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。 ○学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。 ○学校の設置者及び校長は、円滑に部活動を実施できるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、スキルアップコーチの任用・配置を積極的に促進するなど、地域におけるスポーツ環境整備を進めること。 ○校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。 ○学校、指導者、生徒、保護者、地域等の中で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。 	<p>4 今後の部活動運営の在り方</p> <p>(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>校長は、本方針に則り</u>、校内で策定した「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」等を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行うこと。 ○校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。 ○学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。 ○校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。 ○学校、指導者、生徒、保護者、地域等の中で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。 	<p>文言修正</p> <p>削除 （主に設置者で進めていること）</p>
<p>[指導体制]</p> <p>ア 顧問の指導上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。 ○効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。 ○必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチの活用を検討すること。 	<p>(2) 指導体制</p> <p>ア 顧問の指導上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。 ○効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。 ○必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチ<u>等</u>の活用を検討すること。 	<p>「指導体制」として項立て</p> <p>文言修正</p>

<p>イ 顧問の複数配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。 ○部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう複数顧問を配置し、管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。 ○顧問の複数配置により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。 <p>ウ 顧問の勤務時間管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携やスキルアップコーチの活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。 <p>(2) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。 <p>(3) 家庭及び地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。 ○定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。 ○地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。 <p>◆検討会議委員氏名 役職等</p> <p>越智雅之 京都府立乙訓高等学校校長 （京都府高等学校体育連盟）</p> <p>工藤和之 京都府PTA協議会会長 國府常芳 南丹市立園部中学校校長 （京都府中学校長会）</p> <p>田中太郎 亀岡市教育委員会教育長 中田邦和 井手町立泉ヶ丘中学校校長 （京都府中学校体育連盟）</p> <p>野村照夫 京都工芸繊維大学教授 （座長） 日本水泳連盟参与・科学委員 日本コーチング学会理事</p> <p>馬淵博行 京都トレーニングセンターセンター長 山口隆範 京都府立山城高等学校校長 （京都府立高等学校長会）</p>	<p>イ 顧問の複数配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう<u>学校体制</u>や部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。 ○部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。 ○部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。 <p>ウ 顧問の勤務時間管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携やスキルアップコーチ<u>等</u>の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。 <p><u>(3)</u> 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。 <p><u>(4)</u> 家庭及び地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。 ○定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。 ○地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。 	<p>文言挿入</p> <p>文言削除 （文言「複数体制」の重複）</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>削除</p>
---	---	---

平成30年度 留守家庭児童会夏季入会申込児童数について

平成30年7月2日
生涯学習課

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
第1	4	5	8	6	1	8	32
第2	9	11	14	18	4	5	61
第3	11	5	2	6	5	1	30
第4	6	3	4	3	10	0	26
第5	1	2	6	4	4	3	20
第6	1	3	4	3	6	0	17
合計	32	29	38	40	30	17	186

【参考】平成29年度

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
第1	4	9	3	6	12	2	36
第2	7	9	18	6	9	3	52
第3	4	1	6	8	2	0	21
第4	5	4	6	17	3	0	35
第5	0	9	6	5	3	2	25
第6	1	2	0	9	2	0	14
合計	21	34	39	51	31	7	183

平成30年度 子どもふれあい講座

平成30年7月2日
中央公民館

	分野	事業名	内容	実施日時	会場	講師等	対象・定員	申込方法
1	学習・ものづくり・観察	第1回 ふしぎ発見！ 理科教室 「ふしぎなモーターを作ってみよう」	特殊なモーターを組み立て、宙に浮いた円板がぐるぐる高速で回る不思議なモーターを作ります。出来上がったらどれだけ速く回るか測ってみましょう！	6月24日(日) 10:30～12:00	文化資料館	瀬戸山英嗣さん (京都技術士会)	小学4～6年生 30名 ◇73名の応募があり抽選を実施	電話 6月13日まで 定員超過の場合抽選
2	学習・ものづくり・観察	第2回 ふしぎ発見！ 理科教室 「エレベーターを動かす力」	てこの原理から歯車の原理を学びます。手動の巻き上げ機を操作し、重い物が持ち上がった時速度が速くなることを体感します。	7月28日(土) 10:30～12:00	図書館	岡田雅信さん (京都技術士会)	小学4～6年生 30名	電話 7月17日まで 定員超過の場合抽選
3	学習・ものづくり・観察	第3回 ふしぎ発見！ 理科教室 「偏光メガネ」でモノの内部をしらべよう	偏光メガネを作ります。そのメガネで透明なプラスチックなどをのぞき、どのように変化をするか実験・観察をします。	8月25日(土) 10:30～12:00	図書館	加藤直樹さん (京都技術士会)	小学4～6年生 30名	電話 8月8日まで 定員超過の場合抽選
4	体験	日本電産本社・中央開発技術研究所見学会	京都一の高さを誇るビルの15階から向日市内を展望します。また、会社がどのような製品を作っているかを学びます。	7月31日(火) 10:00～11:30	日本電産(株)本社・中央開発技術研究所	日本電産(株)本社・中央開発技術研究所の皆さん	小学4～6年生 30名	電話 7月17日まで 定員超過の場合抽選
5	体験	JR西日本吹田総合車両所京都支所(旧向日町操車場)見学会	特急車両に乗って、構内の様々な車両や、仕業点検・車両清掃の様子を見て回ります。	8月3日(金) 10:00～12:00	JR西日本吹田総合車両所京都支所(旧向日町操車場)	JR西日本吹田総合車両所京都支所の皆さん	小中学生120名 (小1～3年は保護者同伴)	往復はがき 広報紙掲載日から 7月17日までに必着
6	体験	「将棋が強くなる！」 教室	相手陣を破る簡単な戦法をマスターするとともに、詰将棋で終盤の力をアップさせます。参加者同士の練習対局も行います。	8月21日(火) 14:00～16:00	寺戸公民館	市中央公民館長	将棋のルール(駒の動き方)を知っている小学生40人	電話 8月8日まで 定員超過の場合抽選

※参加費 理科教室・・・200円～500円 体験教室・・・無料
 ※周知方法 ・夏休みおすすめ大全集(生涯学習課より配付)
 ・広報むこう
 ・市ホームページ

第44回「向日市民文化展」作品募集

～皆さんの創作による作品を展示発表してみませんか～

1 開催日時 平成30年 9月14日(金)～ 9月17日(月) 午前10時～午後6時
9月18日(火) 午前10時～午後3時

2 会場 イオンホール(イオンモール京都桂川3F) 京都市南区久世高田町376-1

3 作品募集

○資格：向日市在住・在勤・在学の15歳以上の方

○作品

部門・作品の規格	
絵画	・水彩画 ・油彩画 ・仏画 ・剪画 ・ちぎり絵 ・その他 額装の大きさは、40号以内
書	・毛筆 ・ペン習字 ・その他 半切縦書き 軸装か額装(横額不可) 釈文は自由
手工芸	・彫刻 ・木目込み ・手芸 ・その他 壁面作品(額装の40号以内) 平面作品(60cm×60cm以内) 小さな作品を数点台座(60cm×60cm以内)に配置した作品は1点とします。
写真	全紙以内(パネル・額装)

※作品の額装は、ガラスは不可(但し、アクリルは可)。

○募集点数：1人・2点以内

※但し、同一部門での出展は不可。異部門での2点の出展を可とする。

(例：油彩画1点と写真1点 ・ 水彩画1点と剪画1点 など)

○参加料：無料

○申し込み：各公民館に配置している所定の申込書(市ホームページからダウンロード可)に記入のうえ、向日市中央公民館事業担当に**直接**提出、又は**往復ハガキ**にて申し込み。8月15日(水)必着

4 作品搬入・展示・搬出

出展者各自でお願いします。

○搬入日時：9月13日(木) 午後3時～午後5時

○搬出日時：9月18日(火) 午後3時～午後5時

5 申込・問合せ

向日市中央公民館事業担当(向日市民体育館内)

午前9時～午後5時(ただし、土・日曜日、祝日を除く)

〒617-0003 向日市森本町小柳23-1 向日市民体育館内

電話 075-932-3166・FAX 075-934-1657



昨年の様子

向日市天文館開館 25 周年記念事業

天 文 館

■開館 25 周年記念特別投影番組

「planetarian ～ちいさなほしのゆめプラネタリアム特別版(夏バージョン)」



©VisualArt's/Key/planetarian project

■実施日

2018 年7月25日(水)～8月30日(木)

■内容

戦争によって、星も見えないほど荒廃した未来の世界を舞台に、とあるプラネタリアムで星の美しさを語るロボットの少女と青年との交流を描いたもの。

このアニメーション作品は、すでに2016年に映画化されている。

■投影時間 55分

■開館 25 周年記念「オリジナル缶バッジ」の配布



■実施日

2018 年7月4日(水)～

■内容

開館 25 周年記念缶バッジを7月4日(水)から一般投影観覧者先着 600 名に(有料観覧のみ・1人1つ)を配布。

※無くなり次第終了